

議案第 5 1 号

市川市個人情報保護条例の一部改正について

市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

市川市個人情報保護条例（昭和 6 1 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 2 条」を「第 1 2 条の 2」に、「第 5 章 個人情報保護審議会の設置（第 2 4 条）」を「第 5 章 個人情報保護審議会の設置（第 2 4 条）
第 5 章の 2 実施機関非識別加工情報の提供（第 2 4 条
の 2 - 第 2 4 条の 1 7）」に改める。

第 1 条中「関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の閲覧請求等の権利を保障することにより」を「関する事項及び個人情報の閲覧請求等の権利の保障に関する事項並びに実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、」に、「もって」を「並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな市民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、」に改める。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 1 号中「平成 1 5 年法律第 5 8 号」の次に「。以下「行政機関個人情報保護法」という。」を加え、同条第 6 号を同

条第7号とし、同条第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「行政機関個人情報保護法」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第2条に次の5号を加える。

(8) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。第35条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないこと

をいう。第24条の10第1項において同じ。) ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

ア 行政機関個人情報保護法第2条第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

イ 行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この号において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号。以下「公文書公開条例」という。)第7条第1項に規定する非公開情報(公文書公開条例第8条第1項第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。))が含まれているときは、当該非公開情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第12条の2第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

イ 公文書公開条例第2条第1号に規定する実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する個人情報が記録されている公文書(同条第2号に規定する公文書をいう。(ア)及び第24条の8第1項において同じ。)の公文書公開条例第5条の規定による公開の請求があったとしたならば、

当該実施機関が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(ア) 当該公文書に記録されている個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすること。

(イ) 公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者の保護に関する手続を執ること。

ウ 市政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第24条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

(11) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

(12) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。第24条の6第3号及び第6号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等

ウ 他の地方公共団体

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

第10条第1項中「特定個人情報」の次に「、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。第11条第1号において同じ。）及び削除情報（第24条の2第4項に規定する削除情報をいう。同号及び第12条の2第2項第2号において同じ。）に該当するもの」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第10条の5第2項中「市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)」を「公文書公開条例」に改める。

第11条第1号中「個人情報」の次に「(実施機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次号、第13条第1項、第14条、第23条の4及び第25条において同じ。)」を加える。

第2章中第12条の次に次の1条を加える。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第12条の2 実施機関は、規則で定めるところにより、その保管している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 実施機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
- (2) 記録情報(個人情報ファイルに記録される個人情報をいう。次項において同じ。)に削除情報が含まれる個人情報ファイル
- (3) 本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目(個人情報ファイルに記録される項目をいう。)の一部若しくは次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、届出業務の性質上、当該届出業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- (1) 記録情報の収集方法
- (2) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

第23条の4の見出しを「(個人情報の取扱いに関する苦情処理)」に改める。

第24条第2項第1号中「ついで、」の次に「市長又は」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 実施機関非識別加工情報その他の本市における個人情報の取扱いについて市長又は実施機関の求めに応じ意見を述べること。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 実施機関非識別加工情報の提供

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第24条の2 実施機関は、この章の規定に従い、実施機関非識別加工情報(実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。)を作成し、及び提供することができる。

2 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行政執行に関連のあるときを除き、届出業務の目的以外の目的のために実施機関非識別加工情報及び削除情報(個人情報に該当するものに限る。次項において同じ。)を自ら利用してはならない。

3 実施機関は、法令若しくは条例に特別の定めのあるとき又は公益の実現を図るため市長があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的以外の目的のために実施機関以外のものに実施機関非識別加工情報及び削除情報を提供してはならない。

4 前2項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第24条の3 実施機関は、その保管している個人情報ファイルが第2条第10号アからウまでのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第12条の2

第1項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第24条の3各号に掲げる事項」とする。

- (1) 第24条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第24条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが第2条第10号イ（イ）に係る部分に限る。）に該当するときは、第24条の8第1項において準用する公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者の保護に関する手続が執られる旨

（提案の募集）

第24条の4 実施機関は、規則で定めるところにより、随時又は定期的に、その保管している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

（実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第24条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に用いる第24条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実

施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

- (6) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな市民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
(欠格事由)

第24条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法若しくは他の地方公共団体の個人情報保護条例（地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める条例をいう。第7号において同じ。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第24条の14の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に

規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定(行政機関個人情報保護法第44条の14に相当する規定に限る。)により契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(8) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第24条の7 実施機関は、第24条の5第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第24条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第24条の5第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報の本人の数以下であること。

(3) 第24条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第24条の10第1項の基準に適合するものであること。

(4) 第24条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな市民生活の実現に資するものであること。

(5) 第24条の5第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第24条の5第2項第5号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第24条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第24条の9の規定により市との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第24条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者の保護に関する手続)

第24条の8 個人情報ファイル簿に第24条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第24条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報が記録されている公文書の公文書公開条例第5条の規定による公開の請求と、前条第2項の規定による通知を当該公文書の全部又は一部を公開する旨の決定とみなして、公文書公開条例第15条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関」とあるのは、「実施機関（市川市個人情報保護条例第2条第6号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 前項において準用する公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者の保護に関する手続が執られた同条第1項に規定する第三者が第24条の5第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に反対の意思

を表示したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第24条の9 第24条の7第2項の規定による通知を受けた者は、規則で定めるところにより、市との間で、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第24条の10 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 市長は、前項に規定する基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第24条の11 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成したときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第24条の3の規定により読み替えられた第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「及び第24条の3各号」とあるのは、「並びに第24条の3各号及び第24条の11各号」とする。

(1) 実施機関非識別加工情報の概要として規則で定める事項

(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提

案等)

第24条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該実施機関非識別加工情報について第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該実施機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第24条の5第2項及び第3項、第24条の6、第24条の7並びに第24条の9の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第24条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第24条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第24条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第24条の13 第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円(当該実施機関非識別加工情報の作成の委託をする場合にあつては、その額に当該実施機関非識別加工情報の本人の延べ数に1円を乗じて得た額を加算した額)の手数料を納めなければならない。

2 前条第2項において準用する第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定め

る額の手数料を納めなければならない。

(1) 次号に掲げる者以外の者 第24条の9の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 第24条の9（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 21,000円

（実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第24条の14 市は、第24条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第24条の6各号（第24条の12第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第24条の15 実施機関は、実施機関非識別加工情報、実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第24条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「実施機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第24条の16 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実施機関の職

員若しくは職員であった者又は前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(実施機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第24条の17 市長は、実施機関非識別加工情報の取扱いに関し生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情を処理する体制の整備、関係機関への苦情の処理のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第30条第1項ただし書中「市川市公文書公開条例」及び「同条例」を「公文書公開条例」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 第24条の16又は第25条第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条中「第25条第1項」を「第24条の16又は第25条第1項」に改める。

第35条中「、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他第2条第1号に規定する規則で定めるもの」を「又は電磁的記録」に改める。

第36条中「に規定する手数料又は第23条の3第5項」を「、第23条の3第5項又は第24条の13」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定（同項に1号を加える部分を除く。）及び第35条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、改正後の第24条の10第1項及び第24条の15第1項に規定する基準を定めようとするときは、平成31年7月1日前においても、市川

市個人情報保護審議会に意見を聴くことができる。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

3 市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)第2条第10号に規定する実施機関非識別加工情報(同条第11号に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「実施機関非識別加工情報」という。)又は実施機関非識別加工情報の作成に用いた同条第1号に規定する個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した同条第2号に規定する個人識別符号若しくは同条第8号イに規定する記述等

第9条中「情報」の次に「(同項第1号の2に掲げる情報を除く。))」を加える。

理 由

新たな産業の創出、豊かな市民生活の実現等に資するため、本市が保管する個人情報を加工して特定の個人が識別できないようにした「非識別加工情報」を事業者に提供する仕組みを設けるほか、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。